

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、
国道1号京都市山科区北花山地先～東山区東音羽町地先を指定
します。

大雪による雪害対策のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定し、通行の支障となる車両等については移動等の作業を行います。

記

路線名	指定する道路区間
国道1号	京都市山科区北花山地先 ～東山区東音羽町地先

■管内の状況、積雪状況について

- 道路情報提供システム <<http://road.kkr.mlit.go.jp/road/>>
- 京都国道事務所ツイッター <<https://twitter.com/kyotokokudou>>
- 京都国道事務所ホームページ<<https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/index.html>>

<取 扱 い> _____

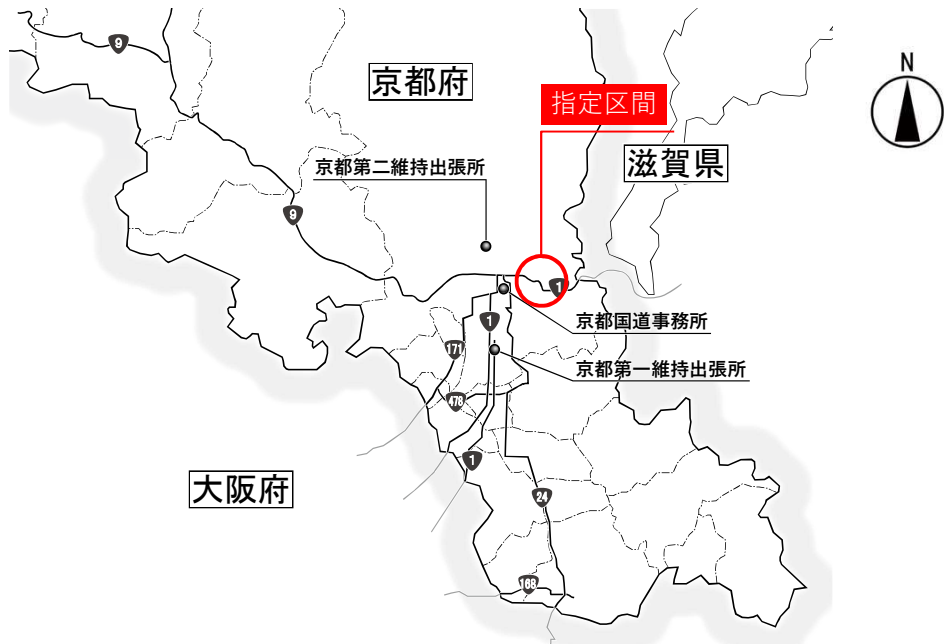
<配布場所> 京都府政記者クラブ、京都市政記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
副所長 福島 克章 (ふくしま かつあき)
保全対策官 田中 元洋 (たなか もとひろ)
電話:075-351-3300(代) FAX:075-351-3449

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
第76条の6第1項の規定に基づく区間指定

【位置図】



【東山地区】

